



『住民参加型まちづくりファンド事業』とは、魅力的で個性豊かなまちづくりをしようとする、市民団体などに活動費の助成を行うものです。ファンドの財源は(財)民間都市開発推進機構から「筑西市地域づくり振興基金」へ拠出される5千万円と市民・企業などからの寄附金です。この基金を活用して市民活動団体などに助成を行います。

助成の対象は、市民活動団体など

が活動に必要な拠点施設の開設、改修、保全などを行うハード事業と市民活動団体の設立などのために必要なソフト事業です。応募のあった事業については、市民委員を含めて構成される選定委員会で内容審査を行い、決定していきます。

市民のみなさんの様々な活動や視点を活かしたまちづくり事業の提案をお待ちしています。

事業の概要

補助対象者

市民活動を行う市民団体、ボランティアグループ、NPO、自治会などとなります。

補助対象事業

公益性、発展性、持続性、波及効果などの観点から地域の魅力づくりや活性化に寄与することが期待できる事業とします。

□ソフト事業：①市民活動団体の設立のために必要な活動 ②市民活動団体がハード事業を実施するために必要な活動

□ハード事業：市民活動団体等が行うまちづくり活動に伴う施設等の新設、改修、保全など

【例】まちづくり活動拠点の整備、植栽

市民参加による協働のまちづくりをめざして!

住民参加型まちづくりファンド事業がスタート

等の緑化活動、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅等)の保全・改修、観光物産品の販売施設整備、広場への遊具の設置など

補助金額

□ソフト事業：対象事業費の2分の1以内で5万円を上限とします。
□ハード事業：対象事業費の4分の3以内で500万円を上限とします。

応募方法

所定の書類に必要事項を記入のうえ、下記受付窓口まで直接持参ください。

□申請書類交付窓口：企画課(本庁3階)、関城総務課(関城支所)、明野総務課(明野支所)、協和総務課(協和支所)

※なお、書類は市役所ホームページからもダウンロードできます。

□提出書類：住民参加型まちづくりファンド事業認定申請書及び添付書類

□募集期間

☆第1回：5月1日(木)から6月2日(月)まで
☆第2回：8月1日(金)から9月1日(月)まで※第1回で予算額に達した場合は、第2回の募集は行いません。

□受付時間

午前8時30分から午後5時15分(土・日、祝日は除く)

□受付・相談窓口

企画課市民協働推進グループ

寄附のお願い

まちづくりファンドの
充実に向けて

筑西市地域づくり振興基金は、市民・企業・行政などがみんなで力を合わせて筑西市のまちづくり活動を支え育てていこうとする基金です。この基金を活用して市民活動の支援を行っています。住みよい魅力あるまちにしたいため、できるだけ多くの皆様からの寄附をお願いします。どうぞご協力をお願いします。

寄附は、個人、法人、任意団体を問わず、いつでも金額の多少にかかわらず受け付けています。(ただし、個人は1000円以上、法人は1万円以上を目安にお願いします。)寄附金は、直接市役所にお持ちいただくか、振込みも可能となっていますので、振込みを希望する場合には、企画課市民協働推進グループまでお問い合わせください。

市民協働の窓口が できました

企画課(本庁3階)
市民協働推進グループ

市では、市民のみなさんとともに、これからのまちづくりを考え、連携・協力する「協働のまちづくり」を積極的に推進していきます。市民が主体となっていく活動に対する支援やまちづくりに関することについて、お気軽にご相談ください。

市のことを
もっと知りたい…
市役所の仕事や情報を
知りたい…?

おまかせください!

まちづくり出前講座

市民のみなさんの市政に関する理解や関心を深め、市民と市が連携・協力して市民協働のまちづくりを推進することを目的にまちづくり出前講座を実施します。ぜひ、ご利用ください。

メニューは 87 講座

□対象者=市内在住・在勤の人で10人以上で構成された団体、グループ(任意でも可)を対象に実施します。

□講座内容=出前講座のメニューは、市の施策に関するもので、87講座あります。市民生活、健康、医療、福祉、教育など様々なメニューを用意しています。詳しくは、下記の場所又は市ホームページで確認してください。

□開催日/時間=①市民のみなさんの希望する日及び時間を実施します。(年末年始を除く、土日・祝日も実施します)②開催時間は、午前9時から午後9時までの間で2時間以内です。

問い合わせ=企画課市民協働推進グループ
内線(490)本庁舎3階



□開催場所=出前講座の会場は市内とし、依頼者側で確保してください。

□費用=職員の派遣費用及び資料代などは市が負担します。それ以外の費用(会場使用料など)については、依頼者側が負担してください。

まちづくり出前講座の申請手続

□申込方法=希望する団体などの代表者は、利用を希望する日の14日前までに、「まちづくり出前講座利用申込書」を提出してください。利用申込書は、下記の場所に用意してあります。

□申込先=企画課(本庁3階)、関城総務課(関城支所)、明野総務課(明野支所)、協和総務課(協和支所)、川島出張所

※利用申込用紙は、市役所ホームページからもダウンロードできます。